

## 令和元年度 日吉津村地域防災計画修正概要

### 修正理由 1

平成 27 年度に日吉津村地域防災計画を改定して以降に、災害対策基本法、防災基本計画及び鳥取県地域防災計画等において、「減災の考え方」「自助・共助・公助」「ハード・ソフトの組合せ、不断の見直し」等の「基本理念」が明確化されたことを踏まえ、現在の日吉津村地域防災計画の「作成の目的」「基本方針」について、必要な箇所を修正。

#### 〔修正箇所〕

風水害等対策編 第 1 章第 1 節及び第 3 節  
震災対策編 同

### 修正理由 2

日吉津村地域防災計画と、平成 30 年 3 月に策定した「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画」との関係について、必要な箇所を修正。

#### 〔修正箇所〕

風水害等対策編 第 1 章第 4 節  
震災対策編 同

### 修正理由 3

平成 28 年台風 10 号による水害でグループホームが被災し、高齢者の被災が相次いだことにより「避難情報」の名称を変更されたことについて、必要な箇所を修正。

#### 〔修正箇所〕

風水害等対策編及び震災対策編の全般 避難準備情報 ⇒ 避難準備・高齢者等避難開始  
避難指示 ⇒ 避難指示（緊急）

### 修正理由 4

改正災害対策基本法において、自治体、関係機関、地域住民及び関係団体等多様な主体が協働して災害対策に取り組むよう各主体の責務が明確化されたことを踏まえ、必要な箇所の修正および追加。

#### 〔修正箇所〕

風水害等対策編 第 2 章第 8 節、第 15 節、第 20 節、第 21 節  
第 3 章第 26 節、第 30 節

修正理由 5

水防法の改正（平成 29 年 6 月）により、市町村は市町村地域防災計画に洪水浸水想定区域内に存在する要配慮者利用施設の名称及び所在地が定め、定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画の策定、計画の自治体への提出、計画に基づいた避難訓練の実施等が義務付けられたことについて、必要な箇所への追加。

〔修正箇所〕

風水害等対策編 第 2 章第 16 節

修正理由 6

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、鳥取県知事が令和元年 9 月に、本村の津波浸水想定区域を津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定したことにより、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設に、避難確保計画の策定、計画の自治体への提出、計画に基づいた避難訓練の実施等が義務付けられることになったことについて、必要な箇所への追加。

〔修正箇所〕

震災対策編 第 2 章第 7 節

修正理由 7

災害対策基本法、防災基本計画及び鳥取県地域防災計画、気象情報等の修正による、その他必要な箇所への修正および追加。

〔修正箇所〕

風水害等対策編 第 3 章第 3 節、第 4 節、第 6 節、第 24 節、第 28 節

震災対策編 第 1 章第 10 節